

「コピーワンス」等、著作権保護の運用見直しに関する検討体制について

検討体制

第2次中間答申を受け、「著作権の保護」及び「視聴者の利便の向上」の双方に配慮しつつ、「コピーワンス」等、著作権保護の運用の見直しを進めるため、放送事業者及びメーカーによる検討の場を設置。

情通審

共同で検討する場を設置
(コンテンツ保護運用に関する合同検討委員会)

作業の進捗状況により、適宜報告

構成員

構成員

社団法人 電子情報技術産業協会

放送事業者